

# 第三次 稲城市食育推進計画 (概要版)



稲城市立第五保育園給食「なしのすけ お誕生日ケーキ」

バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで  
～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～

稲 城 市



# 「第三次稲城市食育推進計画」とは・・・

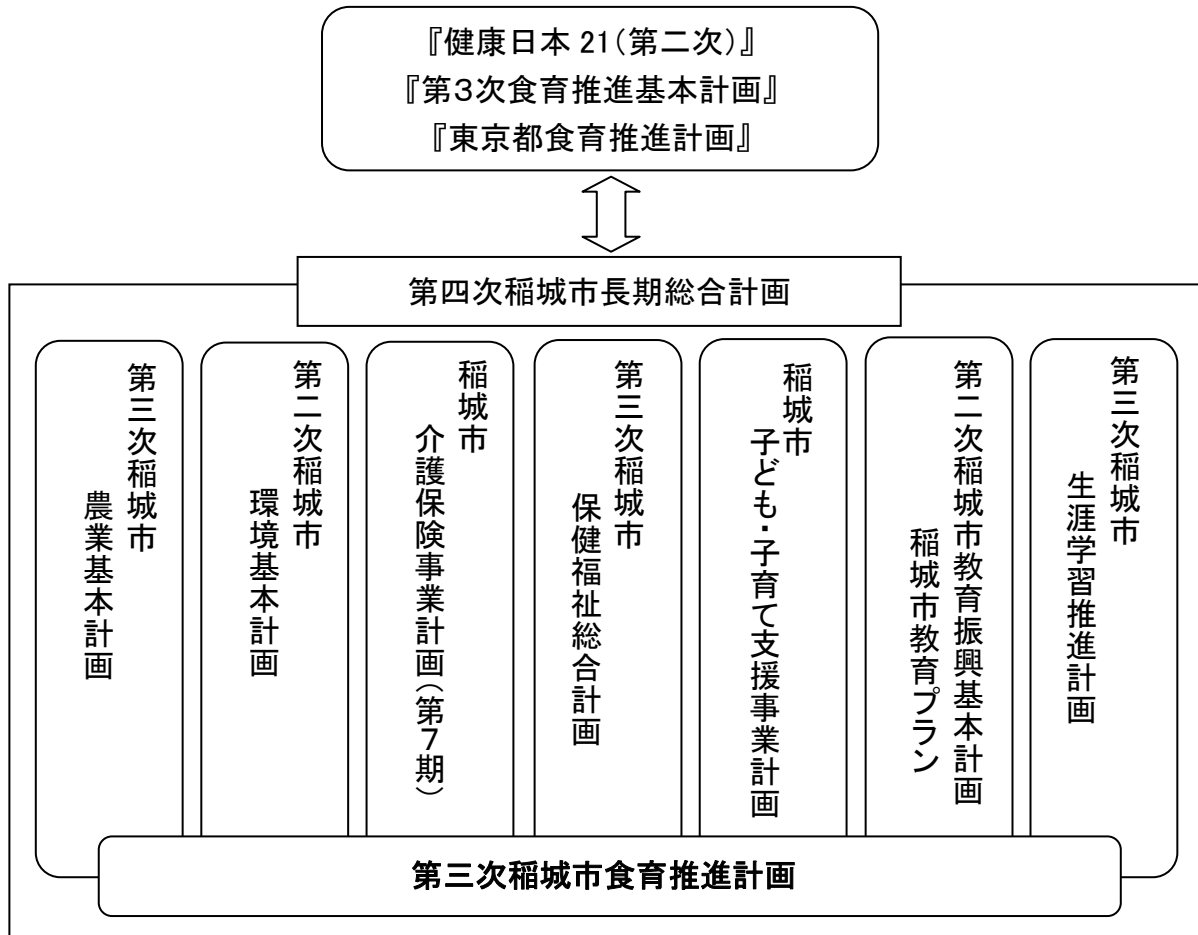
稲城市では、これまで第二次稲城市食育推進計画に基づき、食を通じた健康づくり、食の安全など、分野ごとに取り組みを進めてまいりましたが、平成 30 年度をもって計画期間が満了することから、これまでの市の取り組みや成果、課題等を踏まえ、市の関係する施策を体系的に整理して、第三次稲城市食育推進計画を策定し、食育に関連する他の計画との連携を図りつつ、引き続き、計画に基づいた施策を着実かつ積極的に推進してまいります。



## 「計画の性格と位置づけ」

本計画は、食育という観点から総合的に食育を推進するため、基本的な考え方及び方向性、並びに取り組みなどを示した計画で、食育基本法第 18 条(市町村食育推進計画)に該当するものです。

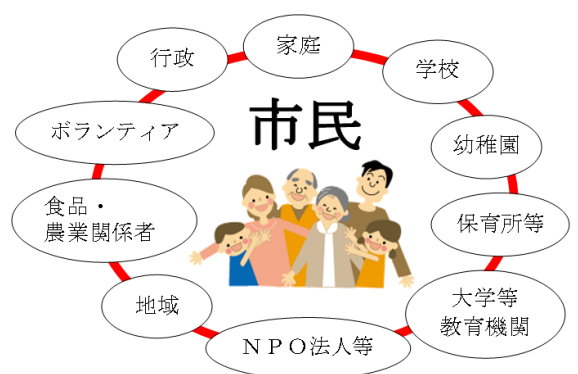
計画の推進にあたっては、稲城市長期総合計画の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けたまちづくりを踏まえるとともに、国の「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))」「第3次食育推進基本計画」、東京都の「東京都食育推進計画」及び本市における食育に関連する様々な計画との整合性を図るものです。



## 計画の推進に向けて

本市では、家庭、学校、保育所等と連携し、様々な施策を展開することにより、市民の食育活動を推進します。

また、有識者、食育に関わる様々な分野で活動する団体の代表者で組織する「稲城市栄養連絡会」では、地域の中で連携した食育の取り組みを進めていくため、関係団体とのネットワークをより拡大し、情報の共有化を図ります。





# 基本理念

## バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで ～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～

生涯にわたって健全な食生活を実現することは、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成につながることから、乳幼児から高齢者まで全ての市民を対象に食育を推進してまいります。また、広く市民が家庭、学校、保育所、幼稚園、地域、その他様々な機会と場所を利用して、食に関する体験活動を行い、理解を深める環境づくりが必要なことから、市民、地域団体、企業、市が相互の特徴を活かして協力し合う食育を推進します。計画期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの5年間とします。



# 基本目標

基本理念の実現を目指して、次の基本目標を設定しました。

### 1 バランスよい食事を心がけ、健全な食習慣を身に付け、健康寿命の延伸につながる食育を推進する。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
栄養バランスを考えて食べている者の割合	75.8%	増やす
生活習慣病を予防・改善するための食事をしている者の割合	54.9%	増やす
毎日朝食を食べている者の割合	88.7%	維持
よく噛んで味わって食べている者の割合	57.7%	増やす

### 2 共食を通じて食事のマナーやあいさつ習慣等、食や生活に関する基礎を習得し、日本の食生活、食文化を継承させる。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
食事をする時は誰かと一緒に食べている者の割合	70.7%	増やす
学校給食における和食献立の割合	55%	増やす

### 3 食の循環や環境を意識し、食を大切にすることを育む。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
学校給食における地元産農産物を使用する割合	6.5%	増やす
食品の買いすぎや食べ残さない工夫をしている者の割合	74.5%	増やす

### 4 食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択できる力を育てる。

指標	現状値 (平成 29 年度)	目標
食品の安全性に配慮している者の割合	80.7%	維持



# 計画の体系

バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで、食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ

## 基本目標

バランスよい食事を心がけ、健全な食習慣を身に付け、健康寿命の延伸につながる食育を推進する。

共食を通じて食事のマナーやあいさつ習慣等、食や生活に関する基礎を習得し、日本の食生活、食文化を継承させる。

食の循環や環境を意識し、食を大切にする心を育む。

食に関する知識と理解を深め、安全で安心な食を選択できる力を育てる。

## 施策の展開

### 1 家庭における食育の推進

- (1) 子どもの基本的な生活習慣の形成
- (2) 望ましい食習慣や知識の習得
- (3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- (4) 子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進

### 2 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 食に関する指導の充実
- (2) 学校給食の充実
- (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- (4) 就学前の子どもに対する食育の推進

### 3 地域における食育の推進

- (1) 「食育ガイド」等の活用促進
- (2) 健康寿命の延伸につながる食育推進
- (3) 歯科保健活動における食育推進
- (4) 栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進
- (5) 高齢者に対する食育推進

### 4 食文化継承に向けた活動への支援等の推進

- (1) ボランティア活動等における取り組み
- (2) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

### 5 食の循環や環境を意識した食育の推進

- (1) 農業者等による食育推進
- (2) 子どもを中心とした農業体験活動の促進
- (3) 地産地消の推進
- (4) 食品ロス削減を目指した食育推進

### 6 安全で安心な食に関する情報の提供

- (1) 食品の安全性や栄養等に関する情報提供

### 7 食育推進運動の展開

- (1) ボランティア活動等民間の取り組みへの支援
- (2) 食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立
- (3) 食育月間及び食育の日の実施